

第1章 計画の概要

1.1 背景と目的

(1) 背景

自転車は、極めて身近な交通手段であり、環境負荷の低減や健康の増進に寄与する移動手段として、幅広い世代に利用されています。昨今では、通学や通勤、買物等の日常利用だけでなく、観光やスポーツにおいても利用が拡大しています。

自転車利用の需要が高まる中、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として「自転車活用推進法（平成28年法律第113号）」が平成29年5月1日に施行されました。また、同法第9条に基づき、国では、「第1回自転車活用推進計画」を平成30年6月8日に策定し、昨今の社会情勢の変化等や今後の社会の動向を踏まえて、令和3年5月28日に「第2次自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

静岡県では、自転車活用推進法第10条に基づき、「第2次自転車活用推進計画」を勘案して、令和4年に「静岡県自転車活用推進計画」が改定されました。

本市においても、自転車の活用を推進することで、「都市の活力向上」と「市民生活の質の向上」を図ることを目的に、自転車活用推進法第11条に基づく「富士宮市自転車活用推進計画」を令和4年3月に策定しました。

同計画では、計画の柱として「健康づくりの推進」「サイクルツーリズムの推進」「安全安心な環境づくり」を設定し、さらなる自転車の活用の拡大を目指しています。

自転車活用の機運が高まる一方で、富士宮市内で発生した交通事故において、自転車関連事故の割合が増加傾向にあり、自転車事故削減が喫緊の課題となっています。そのため、自転車が安全安心に走行できる空間を確保し、歩行者や自動車にとっても、安全で快適な環境を整備していく必要があります。また、道路交通法の改正において、自転車交通事故を抑止するための罰則規定が整備され、自転車利用に関するルールやマナー遵守の意識向上も重要となっています。

(2) 目的

自転車利用者にとって安全で快適に連続して走行できる自転車走行空間を効率的かつ計画的に確保することを目的に、「富士宮市自転車ネットワーク計画」を策定します。

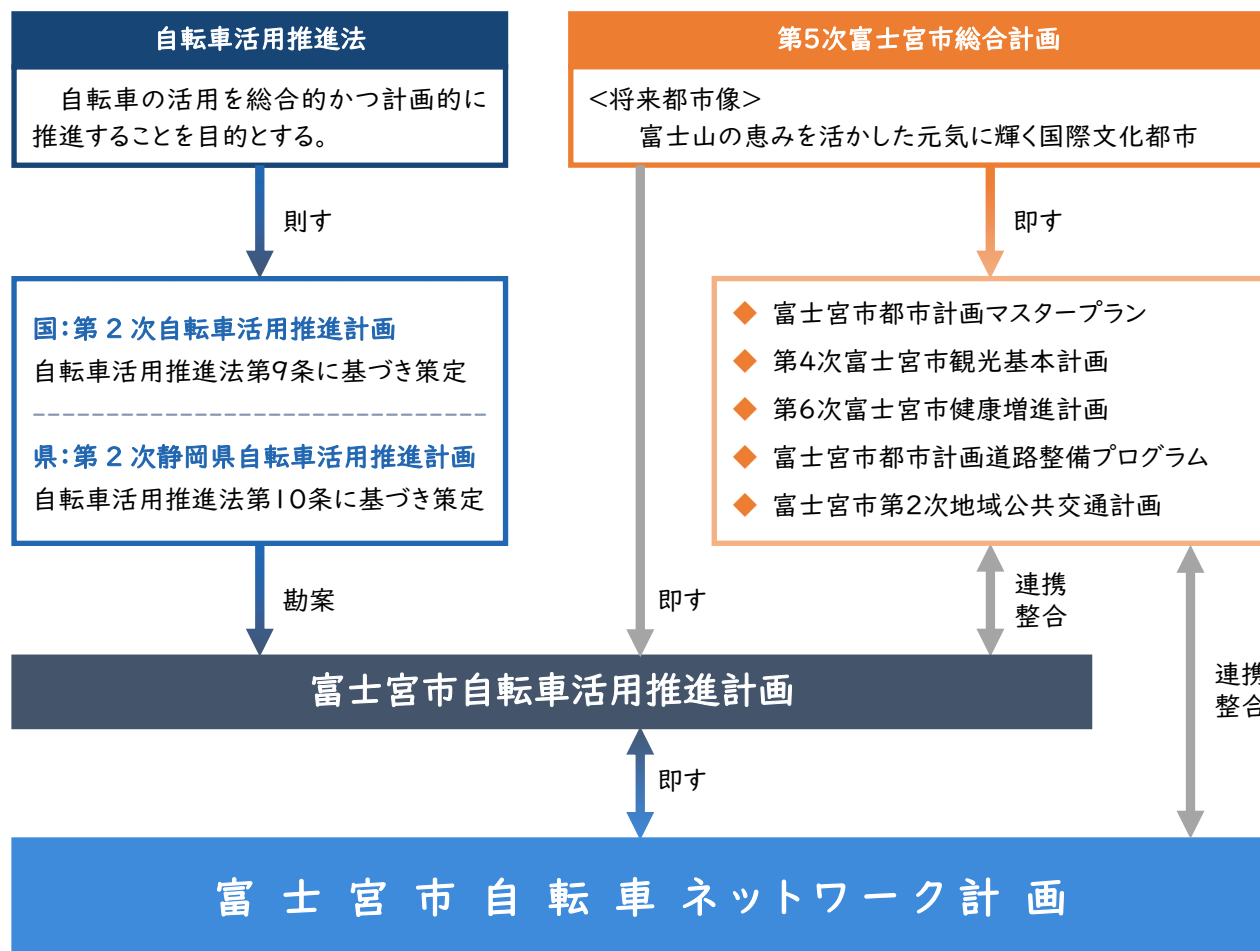
また、本計画は「富士宮市自転車活用推進計画」の施策のひとつとして位置付け、「安全安心で快適な自転車利用環境の創出」に寄与します。

今後自転車走行空間の整備が進むことで、自動車との分離や自転車の走行位置をドライバーに示すほか、歩行者と自転車が混在しないなど、自転車利用者だけではなく、自動車や歩行者にとっても安全安心な道路環境を創出していきます。

1.2 計画の位置付け

本計画は、「第5次富士宮市総合計画」を上位計画とし、「富士宮市自転車活用推進計画」の施策のひとつとして位置付けます。

また、「富士宮市都市計画マスタープラン」や「第4次富士宮市観光基本計画」等の関連計画との連携、整合を図ります。



図：計画の位置付け